

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社千葉タクシーでは、平成18年10月に導入された「運輸安全マネジメント」に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針その他輸送の安全に係る情報を以下のとおり公表し全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。

又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 当社は、輸送の安全に関する「計画の策定・実行・チェック・改善 (Plan:Do:Check:Act)」を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標

安全目標

(1) 平成29年度結果

今年度の総事業有責事故件数は、前年度に対しての発生件数が増加し、目標を達成することができませんでした。

(2) 平成30年度目標

今年も、引き続き「有責事故ゼロ」という目標を設定し、拡大点呼の実施や比較的事故率の高い運転士を対象に、ドライブレコーダーの映像を取入れた安全指導等を行ない、有責事故の撲滅に努めます。

3. 事故統計 (自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

平成29年度 0件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理規程に定める別表1のとおり安全管理連絡体制を構築しております。

5. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に

実施いたします。

6. 輸送の安全に関する計画

- (1) 当社は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成いたします。
- (2) 計画の作成に当たっては、以下の点を考慮すること等により、現状の問題点を把握し、より輸送の安全の確保に資する改善効果の高いものにします。
 - ① 自社の人材、車両、施設、交通の状況等の現状を把握します。
 - ② 過去の事故、過去の計画の実施状況を踏まえたものとします。
 - ③ 運転者の声を汲み上げる等、現場を踏まえたものとします。

7. 輸送の安全に関する設備投資

輸送の安全性向上を目的として行った設備投資は次のとおりです。

- (1) 平成29年度実績
 - ・バックカメラ取付（貸切バス：4両）
 - ・車両の代替（タクシー：6両、ハイヤー（ジャンボ含む）：2両、乗合バス：2両、貸切バス：2両、特定バス：1両）
 - ・車両の増車（乗合バス：1両、貸切バス：1両）
 - ・スタッドレスタイヤを全車分入替（バスは要交換の車両のみ）
 - ・点呼場への大型モニター設置（ドラレコの映像等利用した事故防止啓発）
- (2) 平成30年度予定
 - ・車両の代替（タクシー：7両、乗合バス：1両）※JAPAN TAXI
 - ・車両の増車（乗合バス：2両）
 - ・ドライブレコーダーの取付（乗合バス：2両）
 - ・スタッドレスタイヤを全車分入替（バスは要交換の車両のみ）

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

安全管理規程に定める別表2のとおり、事故・災害が発生した場合における連絡網を整備し迅速な対応が取れるよう体制を確立しております。

9. 安全管理規程・安全統括管理者

安全管理規程：別紙のとおり安全管理規程を制定し平成25年10月1日より施行しております。

安全統括管理者：専務取締役 藤田 信一

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 教育計画
 - ① 運行管理者及び補助者については、現場の意見を取り入れた本社教育を年1回3班に分けて行います。
 - ② 乗務員の集合教育については、年間計画を策定し営業所単位に全乗務員を対象に行います。
 - ③ 全乗務員に適性診断を受診させ、受診後本社にて診断結果等に基づき指導いたします。

ます。

- ④ 事故惹起者については、ヒヤリハット（ヒヤッとした、ハッとした体験）情報と事件事例等を基に、安全運行に対する意識を再認識させ、運転士へのフォローアップ教育を実施いたします。

（２）安全運動

安全運動の取り組みとして各強化月間に、社長以下役員による早朝点呼の査察・指導及び職場巡視を行い輸送の安全性向上に努めます。

強化月間は次のとおりです。

- ① 春の全国交通安全運動（４月上旬）
- ② 夏の交通安全運動（７月下旬）
- ③ 秋の全国交通安全運動（９月下旬）
- ④ 年末年始輸送安全総点検（１２月上旬～１月上旬）

（３）事故防止対策

- ① 社長以下管理職にて定期事故防止対策会議を開催し、事故原因の究明、再発防止に取り組んでおります。
- ② 営業所長と労組役員による事故防止会議を開催し啓蒙活動を行い、旅客のシートベルト着用率向上を図るなど、輸送の安全性向上に努めております。
- ③ 事故審議会（労使）による事故原因の究明及び事故防止対策会議を随時実施いたします。

1 1. 輸送の安全に関する内部監査の実施

当社は、安全マネジメントの実施状況を点検するため、適切な時期を定めて輸送の安全に関し、内部監査を年１回以上実施いたします。

以 上